

令和7年度 指名停止措置一覧

令和8年2月10日現在

	名簿登録部門	業者名	所在地	指名停止期間	指名停止理由
1	建設工事	新明和工業株式会社	兵庫県宝塚市新明和町1-1	令和7年8月12日から 令和8年1月11日まで (5か月間)	令和7年3月24日に公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定に違反する行為を行っていたと認定されたため。 このことが、見附市建設工事請負業者等指名停止措置要領第2条1項(別表第2、第4号)に該当するため。
2	建設工事	丸稲興業株式会社	新潟県長岡市石内2-2-16	令和7年9月26日から 令和7年10月9日まで (2週間)	長岡市発注の川崎小学校屋上防水改修工事において、令和6年9月9日に発生した工事関係者の死亡事故について、丸稲興業株式会社及び同社の役員が労働安全衛生法違反の罪で起訴され、令和7年1月22日に罰金20万円の略式命令を受けた。このことが、見附市建設工事請負業者等指名停止措置要領第2条1項(別表第1、第8号)に該当するため。
3	測量・建設コンサルタント等	株式会社ナカノアイシステム	新潟市中央区鳥屋野432番地	令和8年2月10日から 令和8年4月9日まで(2か月間)	上越地域振興局農林振興部発注委託において令和6年7月20日に発生した労働災害事故について、労働者死傷病報告や監督員への事故報告を怠っていたことが、新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領第2条第1項(別表第1、第4号)に該当するとして、令和8年1月14日付けで新潟県が指名停止措置を公表した。 このことが、見附市建設工事請負業者等指名停止措置要領第2条1項(別表第1、第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故))に該当するため。